

本日、2月県議会定例会を開会し、提出いたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、新しい年度に向けた県政の運営方針について申し述べますとともに、議案の概要についてご説明申し上げます。

今年も梅のたよりが届く季節となりました。本県でも彦根城や石山寺など数々の名所がございます。現在開催されております、長浜や坂本の盆梅展など、見頃を迎えておりまして、連日多くの観光客で賑わっていると伺っております。様々な色合いや梅の香を楽しむため、ぜひ多くの県民の皆さんに足をお運びいただきたいと願っております。私も先日2月1日、長浜の梅を楽しませていただきました。

さて、平成25年度は、滋賀県基本構想の4年の計画期間の折り返し点を迎える大変重要な1年となります。同時に、行財政改革方針の3年目でもあり、持続可能な行財政基盤を確かなものにする年でもあります。

このため、これまで以上に未来戦略プロジェクトについて、確実に到達点を見据えた施策を展開するとともに、財政の健全化を着実に推進する必要があると考えております。

これらの施策を進める上で、私は、今後人口が減少する時代に入っていくということ、また、それによって、社会環境が大きく変わっていくことを基本的な社会構造のインフラとして考慮する必要があると考えております。

去る1月1日に厚生労働省から平成24年人口動態統計の年間推計が発表されました。この中で、平成24年の日本の人口減少幅は、過去最大の21万2千人と推計されております。本県は、現在、数少ない人口増加県ではありますが、近い将来減少に転ずることが予想され

ます。これら社会情勢を十分に踏まえながら施策を進めていく必要があると考えております。

加えまして、最近の経済動向や雇用問題、また、災害への備えやいじめ問題など、待ったなしの課題が山積しております。厳しい社会・経済情勢や、先行きが見えにくい潮流の中にあって、ともすれば人々の心は、将来への不安や閉塞感に覆われがちではありますが、このような状況だからこそ、「私たちに何ができるのか」、「将来にどう備えるのか」について考えていく必要があります。希望の持てる政策、滋賀の誇りと自信につながる政策を展開していくことが知事としての責務であると考えております。

このため、基本構想に掲げている「人の力」、「自然の力」、「地と知の力」という滋賀県の本来の強みと底力を最大限に発揮し、経済成長と社会成長を同時に果たすことにより、「滋賀に住んでよかった」と言える「住み心地日本一の滋賀」を目指すことを、掲げ続けていきたいと考えております。

さて、基本構想の8つの重点施策でございます。これを柱といたしまして、希望を埋め込み、滋賀の確かな方向性を示させていただく決意を改めて申し上げます、以下具体の説明に入らせていただきます。

まず、最近の我が国の経済動向についてであります。

先月23日に発表されました内閣府の月例経済報告では、「景気は、弱い動きとなっているが、一部に下げ止まりの兆しもみられる。」との基調判断がなされました。

先行きについては、「当面は弱さが残るものの、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に、再び景気回復へ向かうことが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、雇用・所得環境の先行き、デフレの影響等にも注意が必要である。」とされております。

こうした中での、県としての平成25年度予算編成でございます。

平成25年度の地方財政計画におきましては、道府県税については、対前年度0.4%の増、地方交付税については、国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提に、地方公務員給与費の削減が盛り込まれたことなどにより、対前年度2.2%の減とされたことなどから、これらを含む地方一般財源の総額は、対前年度比0.2%増の59兆7,526億円とされました。

本県におきましては、去年の企業の経営環境は厳しい状況にありましたものの、最近の円安傾向などの経済状況を踏まえ、県税収入が増えるものと見込んでおります。一方、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税については、国の地方財政計画における伸び率等を反映し、前年度に比べ減少するものと見込んでおります。この結果、一般財源総額は県税の伸びを反映し、前年度より30億円程度増加し、率にして1.0%増となる3,100億円余となりました。

しかしながら、地方交付税の減などにより、財源不足額は、行財政改革方針の見込額を上回り、約247億円に拡大したことから、財政調整基金や県債管理基金など、財源調整的な基金を合わせて104億円取り崩すとともに、財源対策のための県債についても、退職手当債

40億円を含む67億円を発行することなどにより、対処することといたしました。

これらの結果、平成25年度の一般会計当初予算案の総額は、4,954億3,000万円となり、前年度に比べ、金額で53億5千万円、率にして1.1%の増となります。

次に、主な歳入について申し上げます。

まず、県税でございますが、総額は1,310億円で、前年度に比べて37億円、率にして2.9%の増となりました。

個人県民税については、給与所得者の所得が前年度の水準を上回ると見込まれることから、19億600万円、率にして4.1%の増を見込んでおります。

法人二税は、最近の円安傾向などの経済状況を踏まえ、前年度に比べて28億200万円、率にして9.9%の増を見込んでおります。

地方交付税については、先ほども申し上げましたが、地方財政計画において6年ぶりに前年度比マイナスとなったことなどから、前年度に比べ37億円、率にして3.3%の減となる、1,078億円を計上しております。

また、県債につきましては、前年度より19億1,000万円増の857億3,570万円を見込んでおります。これは、主に危機管理センターの整備や県立高校の耐震対策などの安全・安心対策を推し進

めることとしたことによるものでございます。

それでは、以下、平成25年度予算案に計上いたしました主な施策につきまして、基本構想の実現に向けた戦略的展開のための8つの重点テーマに沿って、ご説明申し上げます。

冒頭にも申し上げましたとおり、平成25年度は、基本構想4年の計画期間のうち、3年目の折り返し点を迎え、所期の目標達成を見据えた仕上げに向かう重要な年となることから、関係部局が共通の目標を持ち、部局間の緊密な連携を図りながら施策を充実し、展開してまいりたいと考えております。

まず、1つ目の重点テーマであります「子育て・子育て応援」では、「子育て三方よし」の精神を活かしながら、「子どもを安心して生み・育てる」、「子どもたちの生きる力を育む」ための施策に取り組んでまいります。

具体的には、総合周産期母子医療センターの運営等に対する支援のほか、産科医の負担軽減を図るため、病院内の助産師外来や、助産所の設置に対して支援を行います。

また、緊急かつ重要な課題でありますいじめ問題については、現在、有識者からなる「いじめ対策研究チーム会議」において、いじめ問題の原因と背景について分析をしていただいているところであります。

まだ研究の途中ではありますが、その対策として、子どもにとっての最善の利益を基本に、専門的な見地から大きく3つの柱をお示しい

ただいております。

1つ目は、子どもと向き合う教員の時間を確保するとともに、子どものSOSを読み取る感性や力量を高め、学校において積み上げてきた教育力を基盤に対策に取り組んでいくこととさせていただきます。

2つ目は、学校だけでは対応に限界がある部分について、専門家との連携を図っていくこと、

3つ目は、子育ての基盤である家庭や地域と一体となって、いじめから子どもを守る社会的な環境づくりを進めること、

であります。

平成25年度は、この3つの柱に基づき、庁内の「いじめから子どもを守るための対策本部」を中心に関係部局が連携しながら、取組を進めてまいります。例えば1つ目については、いじめ対策等生徒指導に係る調査研究などの事業を、2つ目については、スクールカウンセラー等活用事業などを、3つ目については、子ども・子育て応援センターの強化やいじめ問題対応専門員の配置などの事業にしっかりと取り組むことにより、いじめ問題の早期解決を目指してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の重点テーマであります「働く場への橋架け」について申し上げます。

若者、女性、障害のある方や高齢者の方々が多様な働く場に参加で

き、そして生活を維持できるよう、全員参加型の社会を目指して「4つの橋」、すなわち、「教育の橋」、「家族・地域の橋」、「ハンディのある方の橋」、「失業者の橋」を架けることにより、それぞれの立場の方々を安定的な働く場につなげるための施策に取り組んでまいります。

まず、近年の社会情勢の変化に伴い、県内の保育所待機児童は今後増加することが見込まれます。そのため、子育て家庭が安心して就労することができるよう、市町が実施する保育所整備を引き続き積極的に支援してまいります。

併せて、現在保育士の配置基準が3歳児20人に1人であるところを、15人に1人の配置ができるよう少人数保育を支援することにより、2歳児の小集団による保育から、3歳児の大きな集団による保育への移行段階における保育の質の確保・向上を図ってまいります。

そして、女性の能力の活用を図る「女性活躍推進プロジェクト」の展開方策を検討するとともに、女性の就職や社会活動の継続・復帰を応援するため、「滋賀マザーズジョブステーション」において、きめ細かな支援を行ってまいります。

さらに、中小企業においては、「人材の定着確保」や「従業員の心身の健康保持」といった経営課題があることから、県に「中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員」を配置し、地域の中小企業関係団体と協働で、セミナーの開催やモデル事例を発信いたしまして、若者の定着や女性のM字カーブの解消など、雇用の安定につなげてまいります。

また、障害のある人の働く場の確保を進めるとともに、重度障害者が地域で暮らすための基盤を整えるため、県と市町との協働により、

入所支援と併せて、地域生活支援の充実を図ってまいります。

次に、3つ目の重点テーマであります「地域を支える医療福祉・在宅看取り」について申し上げます。

医療や介護が必要となっても、誰もが住み慣れた地域で最後まで安心して暮らし、療養できる仕組みづくりが県民の希望でもあります。こうしたことから、まずは地域において、在宅医療を推進するための多職種連携や、人材育成、地域住民に対する普及啓発など、在宅医療と介護を切れ目なく提供する仕組みづくりに取り組む市町を支援し、在宅で療養できる体制の整備を図ってまいります。

また、在宅療養の継続が困難となり、一時的に入院を必要とする難病患者が、適切に医療機関を利用できる体制を整備するとともに、知的障害、発達障害、引きこもり、高次脳機能障害など、複雑困難な相談に高い専門性で一貫した対応を行うため、草津市にある障害者更生相談所内に、「（仮称）障害者医療福祉相談モール」を設置いたしまして、ワンストップ体制による相談機能の強化を図ってまいります。

次に、4つ目の重点テーマであります「低炭素社会実現」では、「低炭素型の交通体系の整備」、「家庭、地域での地球温暖化防止」、「事業活動の低炭素化」の施策について、取組を進めてまいります。

具体的には、住宅への再生可能エネルギーの導入を図るため、既築住宅への太陽光発電システムの設置支援を行うとともに、家庭での低炭素化の取組を促すことにより、家庭からの温室効果ガス排出量を削減してまいります。

また、災害時等に防災拠点等で必要となるエネルギーを確保するための再生可能エネルギーシステムの設置を支援するなど、二酸化炭素



の排出が少なく、地域資源を活用した自立・分散型の再生可能エネルギーの導入を推進してまいります。

さらに、地域主導による「地産地消型」、「自立分散型」エネルギー社会の創造を目指して、長期的な目標を見据えつつ、県の施策の展開方向等を示した「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」を今年度中に策定することとしており、現在、外部有識者で構成する検討委員会の報告を受けて、最終の取りまとめ作業を進めております。

平成25年度においては、この振興戦略プランに基づきまして、関係部局が連携しながら、家庭、事業所、地域における再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を図ってまいります。

次に、5つ目の重点テーマであります「琵琶湖の再生」では、健全な琵琶湖を次世代へ継承していくため、「健全な生態系と安全・安心な水環境の確保」、「琵琶湖と人の暮らしとの関わりの再生」、「統合的な視点からの琵琶湖淀川流域の管理」という3つの柱に基づいて施策に取り組んでまいります。

具体的には、「内湖再生全体ビジョン」や「マザーレイクフォーラムびわこ会議」等での成果を取り入れつつ、琵琶湖と川や内湖との物理的なつながりの再生や人と人、人と生き物のつながりの再生など、個々の地域に根差したつながりを再生することで、琵琶湖生態系全体の再生を図ってまいります。

また、かつてホンモロコは、南湖を主要な産卵繁殖の場とし、成長とともに北湖へ移動し、産卵期になると南湖へ帰って来るという生活をしておりました。しかし、現在、南湖では水草の繁茂により、そういったホンモロコの成育環境が失われております。このため、草津市沖の産卵の場と北湖に至る水草の刈り取りを行い、南湖と北湖との連

続性を確保した上で、ホンモロコ種苗を放流することによりホンモロコのにぎわいの再生を図ってまいります。

さらに、環境学習の面からは、日ごろから水辺の環境保全や調査等を行っている近畿の小・中学生のグループが一堂に会し、交流する場として、「近畿子どもの水辺交流会」を毎年1回近畿府県で開催しております。平成25年度は、本県で開催することとなりますことから、この機会をとらえ、近畿の子どもたちに、「蛇口の向こう」である琵琶湖の役割や環境保全の大切さについて知ってもらう機会を提供したいと考えております。

次に、6つ目の重点テーマであります「滋賀の未来成長産業」では、「国際競争力の強化と産業活性化」、「環境、医療・健康、モノづくり基盤技術などの産業振興」、「産学官金民連携や地域間連携、企業間連携の推進」について取組を進めてまいります。

中小企業の活性化については、平成25年度は、条例施行の初年度として、積極的な施策の推進を図っていく必要があります。当面の間、集中的に事業を展開するために「中小企業活性化推進基金」を設置し、この基金を活用しながら、関係部局が連携し、各種施策に取り組んでまいります。

具体的には、中小企業の海外展開に対する総合的な支援などにより、中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化を推進するとともに、人材の育成や、制度融資の充実などにより、中小企業の経営基盤の強化を図ってまいります。併せて、商店街の空き店舗の活用や、建設産業の活性化推進の検討など、産業分野の特性に応じて中小企業の活性化を図ってまいります。

また、琵琶湖と洞庭湖を縁として始まった湖南省との友好提携から

30周年を迎えるにあたり、今後さらなる交流を深める契機として、記念式典を開催するとともに、琵琶湖を舞台とした子どもたちの交流や本県の誇る環境分野での訪問団の派遣などを実施し、経済・観光・環境保全などの分野における交流を促進することにより、県内企業の事業展開等にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、7つ目の重点テーマであります「地域の魅力まるごと産業化」では、「安全な個性的、魅力的な商品が提供される元気な農業の展開」や「地域資源の価値、魅力を観光資源として国内外に発信」することを柱とし、取り組んでまいります。

具体的には、今年度に立ち上げました観光ブランド「ビワイチ」の一層の定着を図るため、本県の持つ豊かな自然や優れた歴史・文化などの観光資源を活かして、事業者や市町とも連携しながら、「ビワイチの旅」として、琵琶湖を中心に県内を周遊できる「体験・体感」をプラスした旅の創造を促進し、本県の認知度と評価の向上を図ってまいります。

また、近江米のブランド力を高めるため、10年の歳月をかけて育成した新品種「みずかがみ」について、安定的に生産できる技術の普及に努め、加速度的に作付け拡大を図り、消費者の方々に、ほどよい甘さと粘りで、おいしいと感じていただける「みずかがみ」の魅力を知っていただき、流通・消費が円滑に進むよう取組を進めてまいります。

併せて、産地間競争の激化や素牛の県外依存に対する経営リスクに備えるとともに、「近江牛」ブランドをより特色あるものにするため、素牛の地産地消型繁殖肥育一貫経営を推進してまいります。

さらに、文化・芸術の面からは、「美の滋賀」づくりについては、

県内各地の資源を活かしたモデル事業に新たに取り組んでまいります。また、新生美術館については、近江仏教文化の真髄を守ってきた琵琶湖文化館の機能を継承する施設の確保は、まさに「待ったなし」の課題であります。併せて、滋賀の福祉の歴史から生まれ育ったアール・ブリュットを守り発信する拠点づくりは、全国に先駆けて滋賀県として取組を進めてきたものでありまして、本県の責務でもあると考えております。平成25年度においては、現在の検討案を基本にしつつ、さらに多様な意見を重ねながら新生美術館の基本計画を策定してまいります。

また、本県の文化財は、国宝・重要文化財が全国第4位と、質が高く豊かで、県内に広く分布しており、今も、地域コミュニティの暮らしや風土、信仰と深く結びつきながら住民の皆さんにより守り伝えられております。これらの貴重な文化財の価値を損ねることのないよう、時機を逸することなく保存修理をすることが必要となることから、新たに「文化財保存基金」を県独自で設置し、計画的に保存・修理を行うことにより、文化財を地域の人々と、ともに守り、次世代に引き継いでまいりたいと考えております。

最後に、8つ目の重点テーマであります、「みんなで命と暮らしを守る安全・安心」についてでございます。ここでは、「様々な危機事案に備えた安全で安心なまちづくり」、「犯罪や交通事故に遭うことなく安心して暮らせる社会づくり」、「住民本位の総合的な治水対策」についての施策に取り組んでまいります。

本県では、東海・東南海・南海地震や、琵琶湖西岸断層帯を震源とする大規模地震の発生が懸念されるとともに、全国各地で多発している地球温暖化の影響と見られる集中豪雨の激化等による風水害・土砂災害等といった危機事案についても懸念されております。

これまでも増して、危機管理機能の重要性は高まっております。その拠点となる現在の県庁施設では、必要な耐震性や災害対策本部機能、防災情報機能などの面で、様々な課題があり、一刻も早い危機管理センターの整備が必要と考えております。

このため、平成23年度に策定した基本計画に基づき、災害対策の拠点となる危機管理センターの実施設計および建築工事を行うとともに、防災行政無線の整備や防災情報システムの設計を行ってまいります。

また、国の新たな「原子力災害対策指針」を踏まえ、地域防災計画（原子力災害対策編）において、広域避難や災害事後対策等の検討を行うとともに、県民への正しい知識の普及を図るため、住民意識調査や原子力防災訓練、環境放射線モニタリングの運用・管理等を行ってまいります。

さらに、日本各地では、毎年のように洪水による被害が発生しております。本県も、いつ何時大きな被害を受けてもおかしくない状況にあります。洪水時の県民の皆さんの不安を早期に解消するため、土砂堆積や竹木の繁茂が著しい箇所浚渫、草木の伐開、護岸補修等を実施し、本来の河川が持つ治水機能を確保し、川の中と川の外側を合わせて、流域治水政策を進めてまいります。

また、昨年、亀岡市などでの登校中の児童の痛ましい事故が起きました。昨年実施した通学路の緊急点検結果に基づき、通学路において、歩道の設置・拡幅や警戒標識・表示等の設置、カラー舗装等の対

策を引き続き実施するとともに、県内の小学校区に1人ずつ「おうみ通学路交通アドバイザー」を配置し、地域における通学路の安全対策の先導役として、地域の実体に応じたきめ細かな活動を推進し、登下校中の子どもの安全と安心を確保してまいります。

以上、基本構想に掲げる未来戦略プロジェクトにおける8つの重点テーマに関する主な取組について申し上げます。

平成25年度当初予算案におきましては、これら重点テーマに加え、いじめ問題や東日本大震災、最近の経済動向等、新たな課題に対し、県政の様々な分野で、将来に向けた展開が求められております。「滋賀の未来を担う子どもの命を守る」、「不安を安心に変える災害への備え」、「中小企業の活性化」、「再生可能エネルギーの戦略的な振興」という4つの方向性を示し、その実現に向けて、意を用いたところでもございます。

例えば、「滋賀の未来を担う子どもの命を守る」施策については、重点テーマ1で申し上げます施策に加え、今回新たに、中学校2年生および3年生について県独自に35人学級編制を少人数指導との選択制のもとで実施できることとし、中学校の全学年で35人学級の実現に努めました。

先日発表されました「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会」の報告書を拝見し、少しでも先生方が子どもと向き合う時間を確保し、より一層きめ細かな指導の充実を行っていただきたいとの思いからでございます。

これにより、平成25年度からは、複数指導や少人数指導との選択ができるとした上で、小学校1年生から3年生および中学校全学年で、また、小学校4年生から6年生では、これまでどおり、いずれかの1つの学年で35人学級編制を実施することといたしました。

また、「不安を安心に変える災害への備え」として、県立学校の耐震対策については増額して対応するほか、災害時の初動体制の拠点となる警察署における耐震補強や救出救助活動における資機材等についても強化を図ってまいります。

さらに、特別な事業予算を伴うことなく、県職員の経験、技能、技術や思いを活かすために、引き続き、職員の「知恵だし汗かきプロジェクト」を推進してまいります。

「地震防災出前講座」や「文化財専門職員による滋賀の魅力発信」をはじめ、職員自身が知恵をしぼり、自ら汗をかいて、県民の皆さんの生活現場に参加をさせてもらう、いわゆる「行政参加」によりまして、双方向の対等な対話が生まれ、共感を育むことができるよう、着実に取組を進めてまいります。

以上、一般会計に係る主な施策の概要を申し上げます。このほか、特別会計は、13会計で2,101億8,422万7千円、企業会計は3会計で327億5,200万円を計上しております。

今回の予算案におきましては、県民の皆さんとのお約束としてお示しいたしましたマニフェスト2010「もったいないプラス」における150項目の提案施策のうち、137項目の施策について具体化の

上、計上しております。

また、予算編成過程の公開を通じた県政の「見える化」の推進など、事業予算を伴わない13の施策につきましても、その取組を推進したところでございます。

中国の「易経」の1つ「繫辞伝」の中に、「安に居て危を思う」という言葉が出てまいります。「危難・非常の場合を想定して常に備えて、怠りなく備えをしておく。不測の災難に遭遇しても慌てないで済む。」という意味があるようでございます。日常生活で備えていないことは、万一、災害の時にはなかなか対応できません。

そのような中で、本県を取り巻く状況は、依然として厳しく、将来展望がなかなか見いだせない状況にありますが、県民の皆さんの声に的確に応えるためにも、知事として、「安に居て危を思う」ということをしっかりと肝に銘じながら、様々な施策を着実に推進し、「住み心地日本一の滋賀」を目指し、新年度の滋賀の県政運営を行ってまいりたいと存じます。

次に、原子力防災対策について申し上げます。

原子力事業者との安全協定の締結については、昨年11月22日に、長浜市長とともに関西電力社長に対して、美浜原発において長浜市を協定の締結対象者に加えるよう申し入れていたところでございます。今月7日に開催された事業者との代表者会議において、これに対する回答があり、平常時や異常時の通報連絡や損害補償を行う協定内容で、長浜市を締結対象者とする旨の回答をいただきました。



また、県や県内市町で構成する予定の「（仮称）滋賀県原子力安全対策連絡協議会」に原子力事業者も参加し、若狭湾の原発の安全確保に関する情報提供や意見交換を行うことについても合意が得られました。

これは、かねてから政府に滋賀県として要望してまいりましたフランスの地域情報委員会「C L I」のような地域連携のための組織づくりに向けた第一歩になるものと考えており、原子力安全対策にとって大きな前進であると考えております。

今回の協議では、協定締結に向け一定の前進があったと評価をしており、今後、長浜・高島両市の意向を踏まえながら、一日でも早く安全協定を締結し、県民の皆さんの安全と安心を担保していきたいと考えております。

次に、地域防災計画の改定等について申し上げます。

昨年10月に国の原子力規制委員会において、「原子力災害対策指針」が定められ、県においても地域防災計画（原子力災害対策編）の改定に取り組んでおります。

昨年度に引き続き有識者からなる「地域防災計画見直し検討委員会」のご意見を伺いながら、「救助・救急対策」、「災害警備対策」、「緊急被ばく医療」について新たに盛り込むなど、見直し検討を進め、今年度末には取りまとめを行いたいと考えております。

また、この計画の実効性を確保するため、来月3月17日に、高島市において、現在稼働中の大飯発電所で重大事故が発生したとの想定で、原子力防災訓練を実施する予定でございます。

迅速・的確な情報把握と伝達を行うとともに、放射線を正しく測るためのモニタリング訓練や、住民参加のもと地元市や関係機関と連携しながら、避難訓練やスクリーニング訓練を行うなどにより、実践能力の向上と課題抽出を図ってまいりたいと考えております。

次に、国民体育大会について申し上げます。

2巡目となる国民体育大会については、昨年5月より国体検討懇話会において、時代の流れに沿った「滋賀らしい国体」のあり方について検討を重ねていただき、去る1月7日に検討結果の報告書の提出をいただきました。

その中で、「国体は、スポーツ振興だけではなく、次世代を担う人育てはもちろん、福祉、教育、観光、経済への総合的効果がある」とされたところであります。

私としては、経済成長・社会成長の両面から、「滋賀の活力をさらに高めるチャンスである」との方向性を示していただいたものと受け止めております。

その上で、2月8日には、滋賀県体育協会により、招致要望書の提出をいただきました。また、2月12日に開催された自治創造会議において、県内各市町長の皆さんからも、国体の開催に向け、市町と県が一致協力し、滋賀の総力を挙げて取り組んでいくことについてご理解をいただきました。

こうした状況を踏まえ、県として平成36年に開催されます、第79回国民体育大会を招致してまいりたいと考えております。今後、県議会のご支援をいただきながら、国体開催に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

議員各位のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、信楽高原鐵道の特定調停について申し上げます。

約1年間にわたる特定調停手続による協議を経て、先月1月17日に取りまとめられた調停条項案に合意し、特定調停の速やかな成立を期するため、本日、調停の合意および権利放棄にかかる議案を提出いたしました。

併せて、それと関連する補正予算案および基金条例の一部を改正する条例案についても提出させていただきました。

信楽高原鐵道列車事故については、大変長い裁判の結果、ようやく平成23年4月27日に事故の責任割合が示されました。その結果を踏まえ、同年5月10日にはJR西日本が信楽高原鐵道に対する約11億円の求償債権の放棄を表明していただきました。

平成23年5月14日に行われました信楽高原鐵道列車事故犠牲者追悼法要では、信楽高原鐵道とJR西日本の両者から、安心・信頼される鉄道を築きあげることが誓われるとともに、県と甲賀市を合わせた4者で、信楽高原鐵道の存続を前提とした地域の更なる活性化に努力することについても共同発表いたしました。

その後、信楽高原鐵道においては、事故からの再出発を図るため、再生ビジョンを策定するとともに、県と甲賀市に対する特定調停を平成24年2月6日に申し立てられました。その内容は、事故補償貸付金の一部について県と甲賀市が債権放棄を行うこと、経営安定化を図るため国土交通省の認定を得て公有民営化による上下分離方式による事業の構造変更を行うこと、それに伴い鉄道施設を保有する甲賀市の

負担に対する支援のため、県が基金を積み立てるというものであります。先月1月17日に取りまとめられた調停条項案は、この信楽高原鐵道の申立内容に沿ったものとなっております。

甲賀市と信楽高原鐵道は、本年4月1日からの上下分離運行開始に向けて諸手続きを進めており、国土交通省もこの取組に対して積極的支援の姿勢を示されていること、また地域住民の皆さんも新年度からの上下分離による運行開始に大きな期待を寄せられていること、などから、県としてもこれらの思いにしっかりと応えてまいりたいと考えております。

ところで、私自身の国政とのかかわりでございますが、昨年12月26日、県議会で議決されました「知事と国政政党の役職の兼務解消を求める決議」を重く受け止め、去る1月20日に国政の政治団体における代表を辞任いたしました。県政運営に支障を来すことがないよう県政に専念し、知事としての職責を果たしてまいりたいと考えております。

議員各位のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今議会で提出しております案件の概要につきまして、以下ご説明申し上げます。

まず、条例案件でございます。

議第18号から34号は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行によ

り関係法律等が改正されたことに伴い、新たに条例の制定を行おうとするものでございます。

いずれも、従来は省令等により定められていました施設の設備や運営などに関する基準等について、法律改正により条例において定めることとされたことに伴い、新たな基準等を定めようとするものでございます。

議第 18 号は、「生活保護法」に基づくもの、

議第 19 号および 20 号は、「児童福祉法」に基づくもの、

議第 21 号から 26 号までは、「障害者自立支援法」に基づくもの、

議第 27 号は、「社会福祉法」に基づくもの、

議第 28 号および 29 号は、「老人福祉法」に基づくもの、

議第 30 号から 34 号までは、「介護保険法」に基づくものでございます。

議第 35 号から 37 号までは、いずれも新たな基金を設置しようとするものでございまして、

議第 35 号は、中小企業活性化推進基金、議第 36 号は近江大橋等維持修繕基金、議第 37 号は文化財保存基金をそれぞれ設置しようとするものでございます。

議第 38 号は、寄附金の税額控除の対象となる特定非営利活動法人を指定するために必要となります基準や手続きを定めようとするものでございますし、

議第 39 号は、新型インフルエンザ等対策本部を設置するために必要となる組織や運営に関する事項を定めようとするものでございます。

議第 40 号は、准看護師などに係る試験や免許に関する事務が、平成 25 年 4 月 1 日から関西広域連合に移管されることから、関係条例の改廃を行おうとするものでございますし、

議第 41 号は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、関係条例の規定の整理を行おうとするものでございます。

議第 42 号は、事務事業の見直しによる事務の縮小あるいは拡大に伴い、滋賀県職員の定数を改めようとするものでございますし、

議第 43 号は、政令の改正等により、都道府県から市町へ権限移譲することとされた 2 項目の事務について、関係規定を削除しようとするものでございます。

議第 44 号、55 号および 57 号は、昨年 10 月 15 日に出されました人事委員会勧告を踏まえまして、職員に支給している自宅に係る住居手当を廃止しようとするものでございますし、

議第45号は、職員の給与につきまして、平成25年度おきまして、引き続きその一部を減額して支給しようとするものでございます。

議第46号から48号までは、国の経済危機対策に伴い設置いたしております基金を引き続き活用できるよう、基金の設置期限をそれぞれ延長しようとするものでございますし、

議第49号は、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金につきまして、平成24年度および25年度に限り、国の特例措置事業に基づく補助に係る経費に基金を活用することができるようにしようとするものでございます。

議第50号は、国の法改正に準じて、県税に関する処分に係る行政手続条例の適用除外規定を改めようとするものでございますし、

議第51号は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく事務の手数料の額を改定しようとするものでございます。

議第52号は、道路法施行令の改正に準じて、道路占用物件に太陽光発電設備などを追加しようとするものでございます。

議第53号は、県立三島池ビジターセンターを廃止しようとするものでございます。

議第54号は、環境影響評価において、新たに計画段階配慮事項の検討に係る手続きを設けるなどの改正を行おうとするものでございま



す。

議第56号は、市町立学校の児童生徒数の増減に伴う標準学級数の増減ならびに新たに中学校の第2学年および第3学年において、少人数指導との選択による1学級35人以下とする少人数学級編制を実施すること等に伴い、市町立学校の県費負担教職員の定数を改定しようとするものでございます。

議第58号は、高等学校再編計画に基づき、瀬田工業高等学校と瀬田高等学校を統合しようとするものでございますし、

議第59号は、県立比良山岳センターを大津市へ移管するため、条例を廃止しようとするものでございます。

議第60号は、地方警察職員の定員の改定等を行おうとするものでございます。

次に「その他の案件」でございますが、

議第61号および62号は、契約の締結について、

議第63号は、契約の変更について、

議第64号は、権利放棄について、

議第65号から67号までは、税外未収金に係る請求訴訟の提起について、

議第 6 8 号は、琵琶湖流域下水道高島処理区の管理経費に係る市負担金を定めることについて、

議第 6 9 号から 7 2 号までは、指定管理者の指定について、

議第 7 3 号は、包括外部監査契約の締結について、

議第 7 4 号は、関西広域連合規約の変更について、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

議第 7 5 号から 7 7 号までは、いずれも信楽高原鐵道株式会社が申し立てた特定調停の合意に係るものでございまして、

特定調停の合意および権利放棄について、議決を求めるとともに、

調停の場に取りまとめられました調停条項案に基づき、信楽高原鐵道の施設整備や維持管理経費を支援するため、「鉄軌道関連施設整備促進基金」条例を改正した上で、この基金に 6 億円の積立を行おうとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。